

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
令和元年度第1回 会議録

(日 時) 令和元年5月27日(月) 午後2時～午後3時10分

(場 所) 京都府国民健康保険団体連合会第3会議室

(出席者) ○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員
(50音順)

秋月委員、黒田委員、外池委員、吉富委員

- 京都府後期高齢者医療広域連合事務局
藤繁事務局次長、北川総務課課長補佐、
孝治業務課長、柳田業務課課長補佐、
ほか事務局員

(議事の要旨)

1 平成30年度における運用状況の公表について(報告事項)

平成30年度における京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第22条の規定による実施状況の公表、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第42条の規定による運用状況の公表を行ったこと及びその内容について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

[事務局] (報告)

平成30年度においては、公文書の公開請求は0件であったこと、個人情報の開示請求は5件であり、うち4件は全部開示、1件は請求者以外の個人情報を除き開示としたことを報告した。

(件数について委員からの意見・質問はなかった。なお、個人情報に関わる内容は非公開となるため省略)

2 平成30年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について(報告事項)

個人情報取扱事務に関する例外類型事項(※)による実施状況について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

(※) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、個人情報の本人外収集、思想信条等のセンシティブ情報の収集、個人情報の目的外提供については、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないとされており、これに基づき承認されているもの。

[事務局] (報告)

個人情報の本人外収集は21件であった。「資格要件、基準、条件等の確認のため」と類型化されたものである。

次に、個人情報の目的外利用及び提供は87件であった。内訳としては、「国等が法令等に基づき実施する事務」と類型化されたものが72件、「法令に基づく要請等」と類型化されたものが7件、「死亡した被保険者に係る診療報酬明細書の提供」と類型化されたものが8件である。

(委員からの意見・質問はなかった)

3 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて (報告事項)

セキュリティポリシーを基に作成したチェックリストにより、平成30年度分の情報セキュリティ対策状況の自己点検を実施したことについて報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

5-4(3)については、定期的にフルチェックを行っているかという項目であるが、現在ではリアルタイムチェックを行うのが一般的であり、基本的にフルチェックをすることは、普通はない。また、5-5(1)については、緊急用ポートは開けておかないとしないものであるのに、開けていると△と評価されてしまう。この2項目については、チェックリストがそもそも守れない項目になっているため、無駄なチェックをすることになってしまう。ルールの方を変える必要がある。

また、4-2(2)について、訓練を実施するためには手順書が定まっていなくてはいけないが、それはできているのか。

[事務局]

緊急時の連絡体制は紙で出している。

【委員】

以前に話をした時に見せてもらった記憶がある。であるならば、定期的である必然性は分からないが、一度は実施しておかなければさすがにまずいと思うので、訓練の実施を本気で計画していただいた方がいいと思う。定期的というのは、体制が変わらないのであれば、5年に一回といったことでもいいと思う。

【委員】

この項目が以前から×と評価されているので気になっている。訓練や演習というのはそう簡単にできないのだろうというのは想像がつくが、なぜ、連絡表に沿って実際に連絡がつくのかの確認等をしてこなかったのか、特定の理由はあるのか。

[事務局]

連絡体制は、個人の携帯電話と役所の電話となるので、電話連絡自体は必ずできる体制ができている。ただ、訓練となると市町村はそれぞれ窓口業務を行いながらとなるため、なかなか難しい。他広域の動きを見ながら研究していきたい。

【委員】

昔の学校の連絡網のようなもの。簡単なメッセージでいいので、連絡網の最初から最後まで問題なく伝わるのか、知らない間に携帯電話番号を変えている人はいないのかといった確認を行うことはそれほど難しいようにも感じないのだが。毎年実施とは言わないが、複数年に1回で十分だとは思いますが、訓練は実施しておいた方がいいと思う。

【委員】

全部の市町村一斉に訓練となると難しいと思う。今回は〇〇市を対象に実施、〇〇市については連絡体制が確認できた、といったように、対象を絞って実施することで十分だと思う。少しでもいいので訓練を実施するようにしてほしい。

【委員】

5-5(1)についてだが、不必要なポートを開放して余計なリスクを負っていないかという趣旨だと思う。緊急時用のポートは必要があって開放されているのだから、使用しているポートにあたるのではないかと理解する。そうなるとこの項目は○と評価できる。

4 特定個人情報保護評価書の一部改正について（報告事項）

特定個人情報保護評価（※）において、特定個人情報保護評価指針の変更に伴い、基礎項目評価書及び全項目評価書の様式が一部変更となった。

（※）特定個人情報ファイルを取り扱う場合に、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える情報漏えいその他リスクについて分析し、リスクを軽減するために適切な措置を講じていることを宣言するもの。

[事務局]（報告）

基礎項目評価書に「IV リスク対策」が追加された。従前から全項目評価書に記載

していたものだが、基礎項目評価書にも記載することとなった。

基礎項目評価書及び全項目評価書の、「評価実施機関における担当部署」には所属長氏名を記載することとなっていたが、所属長の役職名に変更された。

(委員からの意見・質問はなかった)

5 その他

平成30年度の審査会にて審議いただいた八幡市が実施する自治体共用型健幸クラウドを活用するためのレセプト情報の提供について、進捗状況を報告した。

平成29年5月に施行された改正個人情報保護法等に対する京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の規定改正の検討について報告した。

その他、全体を通して意見を求めた。

[事務局]

自治体共用型健幸クラウドについて、平成31年2月に八幡市へレセプトデータを提供したが、コードに問題がありそのままではクラウドに取り込めないとのことであった。現在は八幡市においてコードの変換処理を行っているところであり、まだ委託先にはデータ提供ができていない状況である。

改正個人情報保護法等の主な改正点は、「個人情報の定義の明確化」、「要配慮個人情報の取扱い」、「非識別加工情報の仕組みの導入」である。広域連合の条例改正については、同様の内容を盛り込むことが考えられるが、一方で、「非識別加工情報の仕組みの導入」は、各地方自治体の足並みがそろそろように、国の検討会で全国一律の立法的解決を図るという内容の意見書が出ているところである。また、当広域連合が参考としている京都市の個人情報保護条例について現在は改正予定がないことから、当面は情勢を注視することとし、改正個人情報保護法等の趣旨に基づき運用の方で対応していく。

【委員】

健幸クラウドについて、入口でつまずいたという形か。八幡市はこうなる可能性は予測していたのか。先進事例であるから、他自治体が追随することがあると考えられる。予期せぬ行政コストがかかっているかもしれないので、データの取扱、注意点について共有しておくといい。また、どれくらいのコストがかかっているかは分かるか。

[事務局]

八幡市において、八幡市が保険者である国民健康保険のデータでは運用できている。後期高齢者医療のデータについては、コードにばらつきがあり、うまくいくものといかないものがあるようだ。システム保守委託で数百万円かかっているが、施策を実施した結果、住民にとってどのような効果があったのか、データが向上したのかを検証

し、P D C Aを回していくためのツールとして活用できる。健康クラウドを導入している他の自治体で後期高齢者医療のデータを活用して運用しているところもある。八幡市についても、成果が上がれば他の自治体にもその取組が知れ渡っていく。コストはかかるが、そのような広がりを見せる可能性がある。

【委員】

非識別加工情報の対応についてだが、平成29年度内に結論を見るという文書は見たことがあり知っているのだが。

[事務局]

平成29年5月末に改正個人情報保護法が施行されている。それに先立って、総務省から各自治体へ条例を改正する旨及び改正のイメージについて通達があった。ただ、非識別加工情報に関しては、平成29年度に条例改正に対応した自治体は、全国で5自治体だけであり、それだけ専門性が高いものと言える。それぞれの自治体がばらばらに改正していくと利活用がおぼつかないということもあり、総務省の検討会にて立法的な解決を図ることも含め、現在においても検討が進められているので、その状況も注視していきたい。

— 閉会 —